

2026年3月24日

シニア層の処遇見直し（月例給与の引き上げ）について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、2026年4月1日（水）、シニア層の処遇を見直し、月例給与の引上げを実施いたしますので、お知らせします。

当行では、人的資本が企業価値の源泉であるとの認識のもと、長期ビジョン「MCP Musashino mirai-Creation Plan」で標榜する「多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」の実現に向け、人的資本経営の実践に努めております。

2024年7月には人事制度を全面改正し、高度な専門知識や業務遂行能力を通じ、お客さまと地域に貢献できる人材・組織づくりを加速させております。

このようななかシニア層については、かねてより定年再雇用者を「キャリア・マスター行員」と位置付け、永年培ってきた知見・経験を発揮できる機会の拡充を図るとともに、処遇の改善に取り組んでおり、2025年10月には一律2万円の月例給与引き上げを実施しております。

今般の処遇見直しはこれに続くもので、組織への貢献をより適切に反映し、今後の更なる活躍を期して、平均で約2万円の月例給与引き上げを行うものです。

当行は、今後も人的資本経営の実践に努め、お客さまサービスの一層の向上と地域社会への更なる貢献を目指してまいります。

《内容》

対象	キャリア・マスター行員（定年再雇用者） 約100名	
月例給与 引き上げ額	2025年10月	20,000円（一律・実施済）
	2026年 4月	約20,000円（平均・本件）
	本件含む2回の引上げにより、2025年4月比で 約18%の処遇水準引き上げとなります。	

報道機関からのお問い合わせ先
人事部 畑 大雄・米沢 武史
TEL (048) 641-6111（代表）

以上

